

補助金等の状況について

資料 2－1

①補助金等件数の推移

(単位:件)

補助金等件数の推移			H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
合計(補助金等件数)			261	262	252	231	236	270	281	296
	移動	廃止	24	35	49	44	37	22	10	13
		新設	25	36	39	23	42	56	21	28

※ 令和2年度、令和3年度の新設件数の増は新型コロナウイルス感染症対策関連補助金が増加したことによるもの

【新設・廃止の内訳】

新設 (28件)	9件	国制度によるもの	個人助成	4件	事業費助成	5件	特例 運営費 助成	－
	2件	国府の上乗せによるもの		－		2件		－
	1件	府制度によるもの		－		1件		－
	16件	市の単独制度によるもの		2件		13件		1件

国制度によるもののうち、個人助成4件は国の物価高騰対策事業として低所得者世帯や子育て世帯に対する助成制度となっております。事業費助成については、新規就農者に対するものが2件、公共交通に関するもの、私立保育所の整備に関するもの、小規模な社会福祉法人等からなる団体に関するものがそれぞれ1件となっております。

市の単独制度によるもののうち、個人助成2件は大学生の医療費補助と難聴高齢者の補聴器購入費の助成制度で、特例運営費補助金1件は地域コミュニティ組織※を対象としたものです。事業費助成については、うち6件が商工業分野に関する補助金、うち3件が教育・文化関係に関する補助金、地域、観光、畜産、漁業分野に関する補助金がそれぞれ1件となっております。特に商工業分野では人材確保や人材活用、女性活躍の推進などの分野で補助金制度を新設しているものです。

※地域コミュニティ組織(京丹後市地域振興交付金交付要綱に定める特定の地域において、地域住民及び団体により構成される組織であって、京丹後市新たな地域コミュニティ設立支援事業補助金交付要綱に規定する活動・運営事業を2箇年度実施した組織)

【例】:久美浜一区自治会、野間連合区、いやさか吉野地域づくり協議会など

廃止 (13件)	7件	例規等により令和5年度に終期を設定しており予定通り終了したもの
	1件	例規等により令和5年度に終期を設定しており補助金等見直し審査・評価※により終了することとなったもの
	2件	覚書により終期を迎えたもの
	3件	単年度のもので通常通り終了したもの

<参考>

維持	9件	例規等により令和5年度に終期を設定しており補助金等見直し審査・評価※により維持することとなったもの
----	----	---

※「補助金等に関する基本方針」に基づき事務事業等見直し委員会により補助金等の審査・評価を行うもの。

【補助金等形態別件数】

(単位:件)

	個人助成	事業費助成	特例運営費助成	団体運営費助成	混合助成	覚書等	合計
R5年度末	46	216	15	7	6	6	296
R4年度末	40	206	14	7	6	8	281

- 個人助成 : 個人に補助金を交付するもの
- 事業費助成 : 事業を行うための事業経費を対象に補助金等を交付するもの
- 特例運営費助成 : 団体が実施する事業の公益性が極めて高いなど、一定の条件に該当する団体に対し、団体運営費を対象に助成するもの
- 団体運営費助成 : 団体を維持するための内部事務にかかる人件費や事務費、事務所維持経費など、事業を行うための事業経費以外の経費を補助金等を交付するもの
- 混合助成 : 事業費助成、運営費助成が混在しているもの

②見直し方式別の例規等整備状況

(単位:件)

令和5年度		終期設定			例規制定							
		あり	なし	国府制度 による	あり				なし			
						単年度	覚書	国府		単年度	覚書	国府
定期見直し方式 (割合)	227	9 (4%)	159 (70%)	59 (26%)	193 (85%)	1 (0%)	0 (0%)	82 (36%)	34 (15%)	1 (0%)	0 (0%)	17 (7%)
サンセット方式 (割合)	62	24 (39%)	36 (58%)	2 (3%)	47 (76%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (2%)	15 (24%)	4 (6%)	0 (0%)	1 (2%)
－ ※覚書等(割合)	7	7 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (14%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	6 (86%)	0 (0%)	6 (86%)	0 (0%)
合 計	296	40 (14%)	195 (66%)	61 (21%)	241 (81%)	1 (0%)	0 (0%)	83 (28%)	55 (19%)	5 (2%)	6 (2%)	18 (6%)

※ 補助金等に関する基本方針では「1年以内の短期間に限定した補助金や覚書等により交付額を決定している補助金」については、例規の制定を行わないことができることとしています。

【根拠例規の推移】

例規の整備状況等			H28年度末	H29年度末	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末
根拠例規「有」			216件 (82.8%)	212件 (80.9%)	199件 (79.0%)	187件 (81.0%)	193件 (81.8%)	224件 (83.0%)	230件 (81.9%)	241件 (81.4%)
根拠例規「無」			45件 (17.2%)	50件 (19.1%)	53件 (21.0%)	44件 (19.0%)	43件 (18.2%)	46件 (17.0%)	51件 (18.1%)	55件 (18.6%)
内 訳	覚書等により交付額を決定		10	9	9	8	8	8	8	6
	単年度助成		6	4	11	2	2	4	4	5
	上記以外(国府等によるもの・その他)		29	37	33	34	33	34	39	44
合 計			261件	262件	252件	231件	236件	270件	281件	296件

例規制定のない新設補助金は7件増加しましたが、うち単年度が2件、国府によるものが1件となっており、その他4件については京丹後市補助金等交付規則によることができるものが2件、京都府の要綱に準じて補助事業を実施するものが1件、近隣市町と連携して特定の公共交通事業者に行う補助金が1件となっております。